

墨田清掃工場リニューアル事業 事前説明会



清掃一組公式キャラクター
カーネン

場所：墨田清掃工場 2階 見学者説明室

日時：令和6年5月31日（金）午後7時～8時30分

令和6年6月1日（土）午後2時～3時30分



東京二十三区清掃一部事務組合

1

これから、墨田清掃工場リニューアル事業について、ご説明します。

説明内容

1 東京二十三区清掃一部事務組合について

- ・ 東京二十三区清掃一部事務組合とは
- ・ 清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」とは

2 リニューアル事業について

- ・ 事業の概要
- ・ 全体スケジュール
- ・ 計画策定
- ・ 環境影響評価

3 今後の予定

2

本日の説明内容は、はじめに本事業の事業者であるわたくしども「東京二十三区清掃一部事務組合」についてご説明します。次に、墨田清掃工場の「リニューアル事業について」、最後に「今後の予定」の順にご説明します。

1 東京二十三区清掃一部事務組合 について

3

それでは、東京二十三区清掃一部事務組合について、ご説明します。

	収集・運搬	中間処理 (ごみの焼却等)	最終処分 (埋立)
～平成11年度	東京都（旧清掃局）		
平成12年度	地方自治法改正により23区に移管		
平成12年度～	各区	23区共同	東京都



東京二十三区清掃一部事務組合（清掃一組）

23区の清掃事業は、平成11年度までは、ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分を全て東京都が行っていましたが、平成12年度に地方自治法が改正され、23区は基礎的な地方公共団体に位置付けられました。これにより、他の市町村と同様に、住民に最も身近な行政サービスのひとつである清掃事業は23区へ移管され、23区が主体となって行うことになりました。

その中で、収集運搬は各区で、ごみの焼却等の中間処理は23区が共同で行うこととなり、最終処分は23区から東京都へ委託することとなりました。

わたくしども東京二十三区清掃一部事務組合は、この23区でのごみの中間処理を共同で行うため、23区が設立した特別地方公共団体です。

以降の説明では、清掃一組とさせていただきます。

一般廃棄物処理基本計画

23区で発生するごみを**将来にわたって安定的に全量処理し続けるための計画**

- ・ 23区の人口やごみ量の将来の予測
- ・ 清掃工場の整備計画等を定める
- ・ 長期的な視野に立って、概ね5年ごとに改定

令和3年2月策定
令和4年2月一部変更
令和5年3月一部変更



次に、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画についてご説明します。
一般廃棄物処理基本計画とは、23区のごみを将来にわたって安定的に全量処理し続けるための計画です。

ごみ量などの実績や将来の予測をもとに、清掃一組の施策や施設の整備計画等を定めています。

長期的な視野で計画をたて、概ね5年ごとに改定することにしていきます。

現在の計画は、令和3年2月に、区民の皆さまから広くご意見をいただいた上で策定しています。その後、令和4年2月、令和5年3月に一部を変更しています。

一般廃棄物処理基本計画の施策

- 効率的で安定した全量処理体制の確保
- 環境負荷の低減
- 地球温暖化防止対策の推進
- 最終処分場の延命化
- 災害対策の強化



循環型社会形成に寄与する

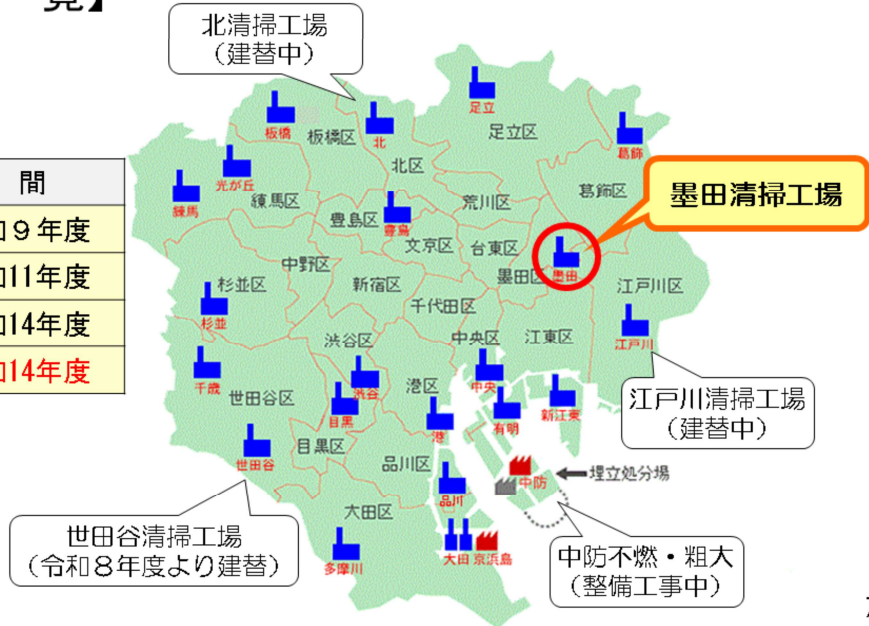
一般廃棄物処理基本計画では、施策として、

- 効率的で安定した全量処理体制の確保、
- 環境負荷の低減、
- 地球温暖化防止対策の推進、
- 最終処分場の延命化、
- 災害対策の強化

の5項目を定め、これらをもって循環型社会形成に寄与することとしています。

【清掃工場等施設一覧】

工場	整備期間
江戸川	令和2年度～令和9年度
北	令和4年度～令和11年度
世田谷	令和8年度～令和14年度
墨田	令和11年度～令和14年度



こちらの図は、清掃一組が管理・運営する23区内の清掃工場等の施設の位置を図示したものです。

図に青色で示されているのが清掃工場、赤色で示されているのが不燃ごみ、粗大ごみの処理施設です。

23区内には22の清掃工場があり、そのうちの 하나가墨田清掃工場です。

耐用年数を迎えた工場は、順次建替えなどの施設整備を行うこととなります。

現在は、施設整備計画に基づき、江戸川清掃工場、北清掃工場が建替中です。

令和8年度からは、新たに世田谷清掃工場が建替えに入る予定です。

これに続き、墨田清掃工場では、令和11年度からリニューアル工事を予定しています。

23区のごみは共同処理を行っていますので、工事中の工場でも処理してきたごみの処理を近隣の工場で行いながら、今後も2～3工場ずつの整備工事を行っていく計画としています。

2 リニューアル事業について

8

続いて、リニューアル事業についてご説明します。

「リニューアル」とは

既存工場の建築物を除く施設の設備・機器を全て更新するもの

主なメリット

工事費の削減

短期間の工事

省資源化

9

はじめに、事業の概要です。

先ほどの説明のとおり、耐用年数を迎えた工場は、建替工事等の施設整備を行います。墨田清掃工場については、工場建屋の健全性が高いことが確認されたため、リニューアル工事を行うこととしました。

「リニューアル」とは、既存工場の建築物を除く施設の設備・機器を全て更新するものです。家のリフォームと同じようなものと考えていただければと思います。

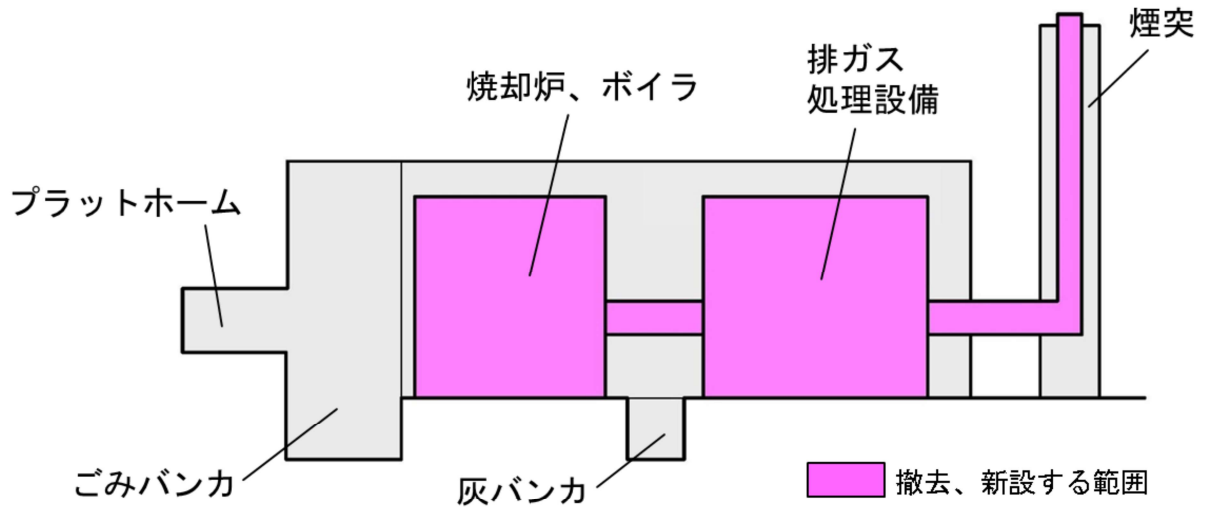
リニューアルの主なメリットとして、以下の3つが挙げられます。

1つ目が、工事費の削減です。昨今の物価の高騰による建替工事への影響が大きくなっていることから、既存の建物を最大限活用することで、建物に係る解体工事費、建設工事費を抑えることができます。

2つ目が、短期間での工事です。建物の解体、建設を部分的な範囲で行う分、建替工事と比べて工期が短くなります。

3つ目が、省資源化です。2つ目と同様に建物の解体、建設を部分的な範囲で行う分、コンクリートなどの建設資材の使用量、廃棄量が減ります。

工事範囲の概略図



10

こちらは、工事範囲の概略図です。

リニューアル工事では、ピンク色に塗られた部分の焼却炉、ボイラ、排ガス処理設備及び煙突の内筒といった設備を撤去、新設します。

現工場と新工場の比較

	現工場	新工場 (リニューアル)
稼働開始	平成10年 1 月	令和14年度(予定)
焼却炉	600t/日 (600t/日 × 1炉)	500t/日(予定)

こちらは現工場とリニューアル後の新工場の比較です。

現工場は平成10年 1 月にしゅん工し、日量600 t の処理能力を有した清掃工場となっています。

リニューアル後については、日量500 t 程度の処理能力を有した工場として計画をしています。

新工場では、現工場建設時と比較して設備の大型化が想定されるため、処理能力を縮小する予定となっています。

墨田清掃工場リニューアル事業

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	計画策定										
		環境影響評価手続						事後調査			
								リニューアル工事			

12

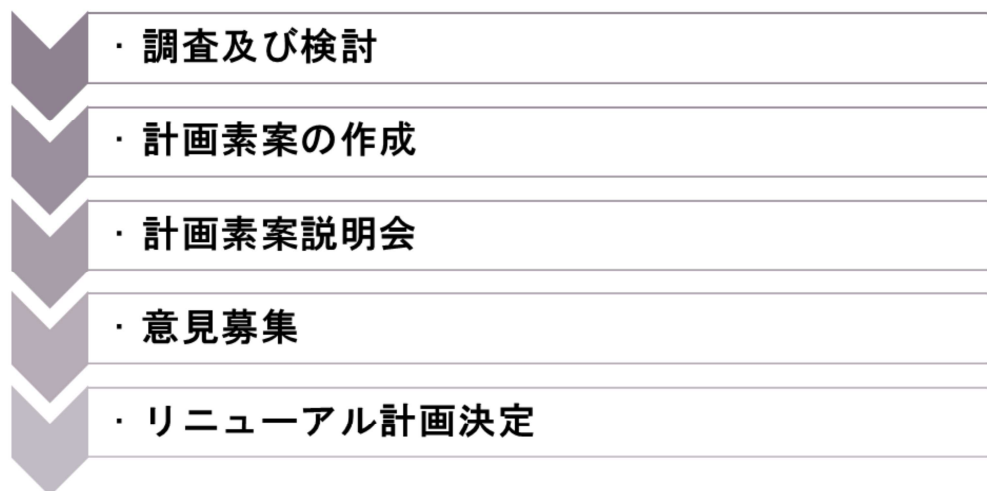
リニューアル事業の全体スケジュールをご説明します。スケジュールは大まかに3つに分けられます。

1つ目は計画策定、2つ目は環境影響評価手続の実施、そして3つ目はそれらに基づいたリニューアル工事の施工となります。

リニューアル工事は、令和11年度から令和14年度を予定しています。この工事の準備として、「計画策定」を令和7年度までに行います。そして「環境影響評価手続」を令和10年度までに行います。また、工事の開始に合わせて、環境影響評価手続の一環である「事後調査」を行っていきます。

それでは、この「計画策定」、「環境影響評価手続」の内容についてご説明します。

計画策定の流れ



まず、「計画策定」です。

実際にリニューアル計画を策定するまでの流れはこのようになります。

現在は計画の内容について、調査・検討を行っているところです。

今後計画の素案を作成したのち、素案について住民の皆様にご説明する「計画素案説明会」を開催し、ご意見をお伺いする予定としています。

皆様のご意見を参考にさせていただき、リニューアル計画を決定します。

工事に関する基本的な事項

①プラント計画	②改修計画	③工事計画
<ul style="list-style-type: none">・ 機器配置・ 排ガス処理方式 など	<ul style="list-style-type: none">・ 構造の検討・ 補修の検討 など	<ul style="list-style-type: none">・ 全体工程・ 建設機械の配置 など

リニューアル計画の内容についてご説明します。

リニューアル計画では、工事に関する基本的な事項を定めます。

その中で、大きく以下の3つの計画を作成します。

1つ目のプラント計画では、設備機器の配置や排ガスの処理方式などを計画します。

2つ目の改修計画では、焼却炉、ボイラ、プラント設備機器などを更新するにあたって、新たに設置する設備機器が今の建物に問題なく収まるかを、構造計算などを行い検討します。そのほか、必要に応じて外壁などの補修について計画します。

3つ目の工事計画では、着工からしゅん工までの全体工程や、各工程で建設機械をどこに配置するかなどを検討します。

① 外壁の劣化状況調査

ドローン等を使用したカメラ撮影による外壁の劣化調査を実施



外壁補修計画に活用



リニューアル計画の策定に必要な基礎調査がいくつかありますので、代表的なものを2つ紹介します。

1つ目は外壁の劣化状況調査です。

写真は、ドローンを用いたカメラ撮影による外壁の劣化具合を調査している様子です。

この調査の結果を、工場建物の外壁補修計画に活用します。

② 地盤の状況調査

敷地内でボーリング調査を実施し、
地盤の固さなどを調査



地震による影響を確認



続いてこちらの写真は、地盤調査の様子です。

地下の地盤の状況を把握するため、墨田清掃工場敷地内で地中を掘り下げるボーリング調査を行います。

この調査では、地盤の固さなどを調べ、その結果は地震による構造への影響を確認するための資料となります。

『東京都環境影響評価条例』

大規模な事業の実施にあたり・・・

環境に与える影響を予測・評価する

住民や関係自治体などの意見を聴く



環境影響への配慮

計画策定の次の段階となる環境影響評価についてご説明します。
環境影響評価とは、「東京都環境影響評価条例」に定められた手続です。

大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容は、住民の皆様や関係自治体などの意見を聴くとともに、専門的立場から審査されます。この一連の手続きにより、事業実施による環境への影響をできるだけ少なくしていきます。

今回の墨田清掃工場リニューアル事業は、東京都環境影響評価条例の「大規模な事業」に該当するため、この手続きに基づき、工事に着手していきます。

環境影響評価項目

- | | | |
|---------|----------------|----------|
| ① 大気汚染 | ⑨ 生物・生態系 | ⑯ 廃棄物 |
| ② 悪臭 | ⑩ 日影 | ⑰ 温室効果ガス |
| ③ 騒音・振動 | ⑪ 電波障害 | |
| ④ 水質汚濁 | ⑫ 景観 | |
| ⑤ 土壌汚染 | ⑬ 風環境 | |
| ⑥ 地盤 | ⑭ 史跡・文化財 | |
| ⑦ 地形・地質 | ⑮ 自然との触れ合い活動の場 | |
| ⑧ 水循環 | | |

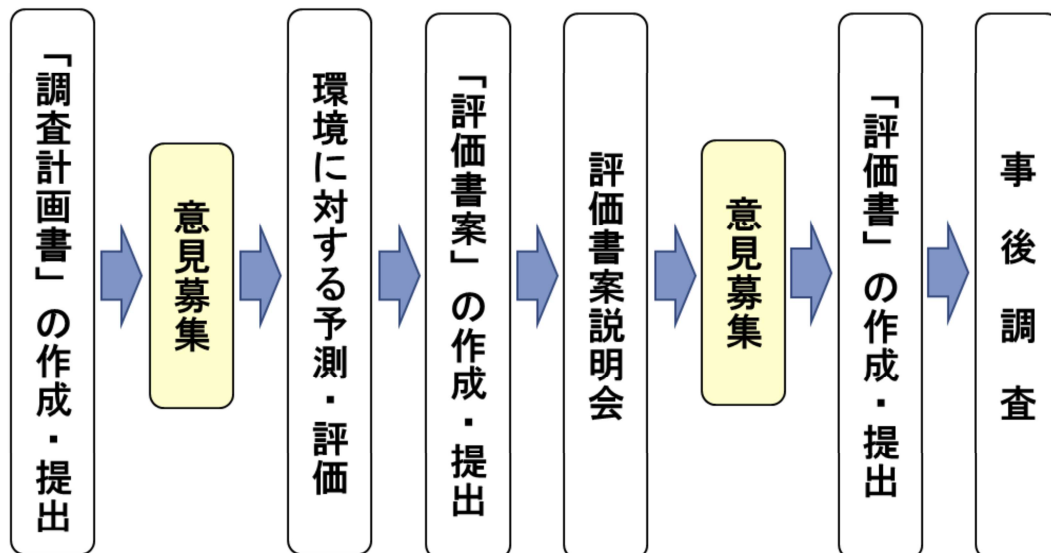
➡ 17項目から評価項目を選定

環境影響評価の評価項目についてご説明します。

環境への影響の予測・評価を行う項目は、ご覧の17項目があり、始めにこの中から事業が影響を及ぼす項目を選定します。その後、選定した項目について評価をしていきます。

なお、予測、評価に先立ちまして、基礎となるデータを測定するため、現況調査を墨田清掃工場の敷地内や工場周辺において実施します。

環境影響評価の流れ



19

環境影響評価手続の流れをご説明します。

初めに、どのような環境影響評価を行うかを示した「調査計画書」を作成し、事業者である清掃一組から東京都知事へ提出します。この調査計画書は都知事により公表され、関係自治体や住民のみなさまのご意見を募集することとなります。

続いて、調査計画書にて計画した調査等を行い、環境に対する影響を予測・評価したものをとりまとめ、「環境影響評価書案」を作成します。こちらも都知事へ提出したのち、公表されます。加えて、清掃一組による「評価書案説明会」を開催し、評価書案の内容をご説明します。その後、「評価書案」について関係自治体と住民のみなさまのご意見を募集します。

頂いたご意見や、審議会の有識者による審査を通して、事業の実施において適正な環境への配慮となるよう、環境影響評価の内容を決定し、「評価書」として取りまとめます。そして、評価書を都知事へ提出したのち、工事へ着手することとなります。

その後、工事の施工中及び完了後に、事業が環境に及ぼす影響の有無を実際に確認するための「事後調査」を行うこととなります。

3 今後の予定

20

最後に、今後の予定について、これまでご説明した内容に触れながらお伝えします。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
説明会	◆ 事前説明会（本日）	◆ 計画素案説明会			◆ 評価書案説明会						
計画策定											
環境影響評価		環境影響評価手続				事後調査					
工 事						リニューアル工事			本格稼働		

まず、令和6年度、本日事前説明会を行っております。
 これ以降、令和7年度にかけて、計画策定を行います。
 令和7年度に計画素案説明会を開催する予定です。
 皆様のご意見をいただき、計画を決定したのち、準備期間である
 令和10年度まで環境影響評価手続を進めていきます。
 こちらの手続きでは、環境影響評価書の案がまとまった段階で
 「評価書案説明会」を開催します。
 その後、工事の前に工事説明会を開催し、工事の詳細についてご
 説明する予定です。
 工事開始から行われる事後調査では、評価書で予測・評価した項
 目について、本事業が環境に及ぼす影響の有無を実際に調査します。
 事後調査は、工事の完了後まで行います。
 ここまで都合10年以上にわたる長期の事業です。皆様のご理解と
 ご協力を賜りながら進めてまいりたいと考えておりますので何卒よ
 ろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました

お問合せ先

東京二十三区清掃一部事務組合

建設部 計画推進課 計画係

03-6238-0915

(東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階)



東京二十三区清掃一部事務組合 22

最後に、本事業に関するお問合せ先を記載しています。ご不明な点がありましたらご連絡をお願いします。

墨田清掃工場リニューアル事業についての説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました。